

地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、業務用建築物が集中し又は集中する見込みがある地域において、地域冷暖房システムの適正な導入を促進することにより、大気汚染の防止を図り、もって府民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 地域冷暖房システム 2 以上の建築物に対して冷暖房等の用に供する熱を発生し供給するための熱供給施設を有するシステム（別に定める規模以上のものに限る。）をいう。
- 2 業務用建築物 業務又は店舗等の用に供される建築物をいう。
- 3 特定開発事業者 地域冷暖房システム促進地域において次に掲げる開発を行おうとする者
ア 延べ床面積が 3 万平方メートル以上の業務用建築物の建築
イ 容積率が 10 分の 40 以上の地域を 1 ヘクタール以上含む新住宅市街地開発事業又は市街地再開発事業
ウ その他知事が必要と認める開発事業等
- 4 熱 源 地域冷暖房システムにおいて供給する熱を製造するための燃料等で、気体燃料、液体燃料、固体燃料、電気及び排熱等をいう。
- 5 排 熱 等 燃焼活動及びその他の活動に伴い排出した熱又は空气中及び水中に潜在する熱で、ヒートポンプ又は廃熱ボイラーで利用可能な熱をいう。
- 6 熱 発 生 プ ラ ン ト 地域冷暖房システムが供給する熱を製造するためのボイラー、冷凍機及びヒートポンプ等の機器をいう。
- 7 熱 媒 熱発生プラントで製造した熱を需要者に供給するための冷水、温水及び蒸気をいう。
- 8 導 管 前項の熱媒を需要者に供給するための地域配管及びこれに付属するポンプ（これらを敷設するための洞道を含む。）をいう。
- 9 容 積 率 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 2 項第 2 号イの規定により定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度をいう。

(知事の責務)

第 3 条 知事は、第 1 条の目的に資するため、地域冷暖房システムに関する知識を普及するとともに利用可能な排熱等の所在の把握等に努める。

(業務用建築物の所有者の努力)

第 4 条 第 11 条第 1 項に規定する地域冷暖房システム実施計画（以下「実施計画」という。）に定められた熱の供給区域内に所在する建築物で、別に定める規模等の業務用建築物を所有する者は、地域冷暖房システムによる熱の供給を受けるよう努めなければならない。

(特定開発事業者の努力)

第 5 条 特定開発事業者は、第 9 条の規定による協議の結果、当該事業者の行う開発事業を含む区域で地域冷暖房システムを導入することとなったときは、当該事業者の建築する建築物の一部又は開発区域内の用地の一部を熱発生プラントの設置場所に提供すること等により、その導入に協力しなければならない。

(事業予定者の努力)

第 6 条 地域冷暖房システムで熱の供給事業を行おうとする者（以下「事業予定者」という。）は、実施計画の策に当たり、別に定めるところにより、大気汚染物質の排出を低減するよう、熱源、熱発生プラント及び公害防止設備の選定について配慮しなければならない。

- 2 事業予定者は、前項の熱源の選定に際し、排熱等の利用について、できるだけ配慮するものとする。
- 3 事業予定者は、既に地域冷暖房システムによる熱の供給区域が隣接して所在する場合には、相互に熱の融通ができるよう熱媒の決定に際して配慮するものとする。
- 4 事業予定者は、第 11 条第 7 項の規定により知事の承認を受けた実施計画に記載された熱の供給開始時期に熱の供給を開始できるように努めなければならない。
- 5 事業予定者は、熱の供給開始の後にあっては、熱発生プラント及び公害防止設備の適正な運転及び維持管理を実施することにより、大気汚染物質の低減に努めなければならない。

(排熱等管理者等の協力)

第 7 条 地域冷暖房システムに利用可能な排熱等を管理又は排出する者（以下「排熱等管理者等」という。）は、事業予定者から地域冷暖房システムへの排熱等の利用の申し出があったときは、その利用について協力するよう努めるものとする。

第 2 章 地域冷暖房システム促進地域

(地域冷暖房システム促進地域の指定)

第 8 条 知事は、業務用建築物が集中し又は集中する見込みがある地域のうち、次項に定める地域を、地域冷暖房システム促進地域（以下本条において「促進地域」という。）に指定する。

- 2 促進地域は、別に定める市町村の区域に存する次の各号に該当する地域とする。
 - 1 容積率が 10 分の 40 以上の地域
 - 2 都市計画の変更により将来前号と同等の指定がなされると見込まれる地域
- 3 知事は、第 1 項の規定により促進地域を指定したときは、これを周知するとともに、関係市町村長に通知する。

(協 議)

第 9 条 特定開発事業者は、地域冷暖房システムの導入について、あらかじめ知事と協議しなければならない。

- 2 前項の協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。
 - 1 特定開発事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 2 開発事業等を実施する場所及び開発事業等の施行面積
- 3 開発事業等の着手予定年月
- 4 建築しようとする業務用建築物の延べ床面積及び用途
- 5 当該開発事業等の中心位置から半径 100m以内の範囲に立地している他の業務用建築物（別に定める規模以上の建築物に限る。）の名称及び所在地

(事業予定者の選任等)

第 10 条 前条の規定による協議の結果、地域冷暖房システムを導入することとなった特定開発事業者は、事業予定者を選任しなければならない。

- 2 特定開発事業者は、前項の規定により事業予定者を選任したときは、速やかに知事に報告する。

第 3 章 地域冷暖房システム実施計画

(地域冷暖房システム実施計画の策定)

第 11 条 事業予定者は、速やかに地域冷暖房システム実施計画を策定し、知事の承認を得なければならない。

- 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 地域の名称
- 2 事業予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
- 3 熱の供給区域及び供給開始時期
- 4 熱の供給能力
- 5 熱の製造方法及び熱源の種類
- 6 熱媒の種類、温度及び圧力
- 7 負荷最大時の大気汚染物質排出量

- 3 実施計画には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 熱発生プラントの位置、導管のルート及び熱の供給区域を示した図面
- 2 大気汚染の防止に関して講じる措置並びに大気汚染物質の排出量及びその影響について記述した図書
- 3 排熱等を利用する場合にあっては、排熱等管理者等が当該排熱等の地域冷暖房システムへの利用を承諾したことを示した書面。
- 4 知事は、実施計画を受領したときは、関係市町村長及び当該計画に掲げられた排熱等管理者等に通知する。
- 5 知事は、大気汚染の防止の観点から必要があると認めるときは、事業予定者に対して次に掲げる事項の変更を求めることができる。
 - 1 熱の供給区域
 - 2 熱の供給能力
 - 3 熱の製造方法及び熱源の種類
 - 4 熱媒の種類、温度又は圧力
 - 5 大気汚染の防止に関して講じる措置
- 6 知事は、提出された実施計画が大気汚染の防止の観点から適当と認められるときは、これを承認する。
- 7 知事は、前項の規定により実施計画を承認したときは、これを周知するとともに、関係市町村長及び当該計画に掲げられた排熱等管理者等に通知するものとする。
- 8 知事は、第 6 項の規定により承認した実施計画に基づき、必要に応じて、業務用建築物の所有者に対して地域冷暖房システムからの熱の供給を受ける方式への転換に係る要請を行う。

(地域冷暖房システム実施計画の変更)

第 12 条 事業予定者は、実施計画について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、知事が軽微と認めた場合については、その限りでない。

- 1 熱の供給区域
- 2 熱の供給能力
- 3 熱の製造方法及び熱源の種類
- 4 熱媒の種類、温度又は圧力
- 5 大気汚染の防止に関して講じる措置
- 6 その他知事が必要と認める事項

- 2 知事は、前項の承認を行ったときは、これを周知するとともに、関係市町村長及び実施計画に掲げられた排熱等管理者等に通知する。

(地域冷暖房システム実施計画の休止又は廃止)

第 13 条 事業予定者は、実施計画の一部又は全部について、休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載

した書面を知事に届出なければならない。

- 1 地域の名称
- 2 事業予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 休止予定期間又は廃止予定年月日
- 4 休止又は廃止の区域
- 5 休止又は廃止の理由

- 2 知事は、前項の届出があったときは、これを周知するとともに、関係市町村長及び実施計画に掲げられた排熱等管理者等に通知するものとする。

第 4 章 雑 則

(委 任)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1. 本要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。